

5

特別区民税・都民税（住民税）の納付

住民税の納め方には、普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収の3通りがあります。

1 納期

(1) 普通徴収

個人で納付書や口座振替等により納める方法（通常年4回）（詳細は16頁参照）
なお、年税額5,000円（均等割）以下の場合は、年1回で納付していただきます。

期別	納期限
第1期	6月末日
第2期	8月末日
第3期	10月末日
第4期	翌年1月末日

- 納期限が土・日・祝休日の場合は、そのつぎの平日が納期限となります。
- 納期限が過ぎた納付書で納めるときには、延滞金がかかる場合がありますので、事前に収納課納付案内センターまでご連絡ください（43頁参照）。

- 全期分を前納する場合は、納付書4枚を一度にお使いください（第1期～第4期分を一枚の納付書で納めることを希望される場合には、収納課個人収納係までご連絡ください。57頁参照）。

(2) 給与特別徴収

給与差引きにより納める方法（通常年12回）（詳細は16～17頁参照）

月別	納期限
6月から翌年5月	徴収月の翌月10日

- 納期限が土・日・祝休日の場合は、そのつぎの平日が納期限となります。
- 年の途中で退職すると納付方法が変更される場合があります。
勤務先の給与担当者にお問い合わせください。

(3) 年金特別徴収

年金差引きにより納める方法（通常年6回）（詳細は17～19頁参照）

徴収月（仮徴収）			徴収月（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

- 仮徴収で日本年金機構等が年税額より多く差引きした場合は還付・充当になります。


2 納付方法

(1) 窓口での納付

- ①銀行、信用金庫、農協等（特別区指定金融機関・特別区公金収納取扱店）
 - ②ゆうちょ銀行・郵便局（給与特別徴収は関東地方・山梨県のみ）
 - ③コンビニエンスストア（バーコード印刷のある納付書に限ります。ご利用可能な店舗は、納付書の裏面でご確認ください。）
 - ④区役所本庁舎4階収納課窓口、各区民事務所（早宮・光が丘・石神井・大泉・関）（いずれも平日の午前8時30分から午後5時まで）
- ①～③は、必ず、納付書をご持参ください。

(2) 便利な口座振替による納付（普通徴収のみ）

普通徴収の住民税を納める方法として、口座振替（自動払込）があります。納期限に区に登録した金融機関（引落口座）から自動的に引き落とされるので便利です。
申込方法・期限（5通りあります。）

	内容	必要なもの	手続場所
①口座振替依頼書（ハガキサイズ）による申込み ※各振替日の前月の10日まで	必要事項を記入し、金融機関（引落口座）の印鑑を押して、郵送でお申込みください。申込用紙は収納課・税務課・区民事務所にあります。	・届出印鑑	郵送
②口座振替依頼書（ダウンロード版）による申込み ※各振替日の前月の10日まで	練馬区ホームページから申込書をダウンロードしてください。必要事項を記入し、区に登録した金融機関（引落口座）の印鑑を押して、収納課個人収納係宛に郵送でお申込みください。	・届出印鑑	郵送
③預金口座振替依頼書による申込み ※各振替日の前月末まで	練馬区内の金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局の窓口で直接手続きしてください。申込用紙は金融機関にあります。	・通帳 ・届出印鑑	金融機関
④インターネットによる申込み ※各振替日の前月末まで	練馬区ホームページ内の「Web 口座振替受付サービス」のページからお申込みください。	・キャッシュカードの暗証番号	
⑤キャッシュカードによる申込み ※各振替日の当月の10日前後まで	区役所本庁舎4階収納課窓口で専用端末にキャッシュカードを通して、その場で口座振替の登録ができます（カードの磁気の状態等により読み取れないことがあります）。※手続きできるのは口座名義人のみです。	・個人の普通（当座）預金のキャッシュカード ・キャッシュカードの暗証番号 ・本人確認書類	区役所本庁舎4階収納課窓口

- 申込対象金融機関の詳細は、練馬区ホームページでご確認ください。
- ①②について、申込期限が閉庁日にあたる場合には、そのつぎの開庁日となります。
- ③について、申込期限が休業日にあたる場合には、そのまえの営業日となります。

振替方法

- ①各期別で納める : 年4回で納める方法です。振替日は各期の納期限です。
(「(1)普通徴収」36頁参照)
- ②全期分を前納する : 1年分をまとめて納める方法です。
振替日は第1期の納期限(6月末日)です。

●最新の情報は、練馬区ホームページ等でご確認ください。

(3) スマートフォンによる納付 (普通徴収のみ)

納付書のバーコードをスマートフォンにダウンロードしたアプリで読み取り、インターネットバンキングやクレジットカード・電子マネーを利用してお支払いいただく方法です。各種アプリの利用規約の内容を確認のうえ、ご利用ください。

- バーコード印刷のある納付書に限ります。1回に利用できる上限金額は30万円です(30万円を超える場合は、事前にお問い合わせください)。
- ご利用の際には、通信料がかかります。

【モバイルレジアプリでの納付】

モバイルレジのアプリから、インターネットバンキングやクレジットカードが利用できます。アプリをダウンロードしてお支払いください(クレジットカード利用の場合、納付者に手数料をご負担いただきます)。

利用方法

(インターネットバンキング利用の場合)

- ①ご利用になる金融機関に、インターネットバンキングの利用申込みを行います。
 - ご利用の詳細については金融機関へお問い合わせください。
 - スマートフォンの機種により利用できない場合があります。
モバイルレジホームページでご確認ください。
- ②アプリをダウンロードします。
- ③アプリを起動し、納付書のバーコードを読み取って納付します。詳しくはモバイルレジホームページ(<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>)をご覧ください。

モバイルレジ
ホームページ



(クレジットカード利用の場合)

利用方法は、上記インターネットバンキング利用の場合の②③と同じです。

- ご利用が可能なクレジットカードは、VISA・MasterCard・JCB・American Express (アメリックス)・Diners Club (ダイナース)です。
- ご利用が可能なスマートフォンは、上記インターネットバンキング利用の場合と同じです。
- モバイルレジアプリ以外のクレジットカードによる納付はできません。
- クレジットカード会社の利用規約の内容を確認のうえ、ご利用ください。

●手数料一覧表（納付者に手数料をご負担いただきます。）

納付金額	手数料（10% 税込）
1円 ～ 5,000円	27円
5,001円 ～ 10,000円	82円
10,001円 ～ 20,000円	165円
20,001円 ～ 30,000円	275円
30,001円 ～ 40,000円	385円
40,001円 ～ 50,000円	495円
以降10,000円増える毎に	110円加算

【電子マネーでの納付】

対象アプリ PayPay・LINE・au PAY・d払い

電子マネーを利用する場合には、対象のアプリをダウンロードしてお支払いください。

利用方法

PayPay請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、au PAY（請求書支払い）、d払い請求書払いでお支払いください。

※請求書（支）払い以外の電子マネーの利用はできません。

- ①対象アプリをダウンロードします。
- ②対象アプリを起動し、納付書のバーコードを読み取って納付します。詳しくは対象アプリのホームページをご覧ください。

PayPay請求書払い (<https://paypay.ne.jp/bill-payment/>)

LINE Pay 請求書支払い (<https://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>)

au PAY（請求書支払い）(<https://wallet.auone.jp/contents/lp/billpayment/>)

d払い 請求書払い (https://nttdocomo-ssw.com/keitai_payment/guide/invoice/index.html)

PayPay請求書払い
ホームページ



LINE Pay 請求書支払い
ホームページ



au PAY（請求書支
払い）ホームページ



d払い 請求書払い
ホームページ



- 対象アプリの利用規約の内容を確認のうえ、ご利用ください。
- ポイントの付与やチャージの方法等については、対象アプリのホームページでご確認ください。
- 最新の情報は、練馬区ホームページ等でご確認ください。

(4) ペイジーによる納付（普通徴収のみ）

ペイジー（Pay-easy）は、パソコンやスマートフォン、ペイジー対応のATM（現金自動預払機）からお支払いただく方法です。インターネットバンキングやATMを利用して納付できます。お手元に納付書をご用意ください（インターネットバンキングをご利用の際には、通信料がかかります）。

ペイジーマーク



利用方法

（インターネットバンキング利用の場合）

- ①ご利用になる金融機関に、インターネットバンキングの利用申込みを行います。
 - ご利用の詳細については金融機関へお問い合わせください。
- ②ブラウザから金融機関のホームページへアクセスし、インターネットバンキング用のページにログインして、「税金・料金払込」などのメニューからお支払ください。
 - 納付書にある「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」などの情報を入力する必要があります。
 - 「税金・料金払込」などのメニュー名称は、金融機関によって異なります。

（ATM 利用の場合）

ペイジー対応のATMでお支払ください。ご利用の詳細については金融機関へお問い合わせください。

- ①ATM画面の「税金・料金払込」などのメニューから行います。
- ②納付書にある「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」などの情報を入力します（ゆうちょ銀行の場合は納付書を払込書挿入口に入れます）。

区役所・区民事務所での納付を除き、納税証明書の発行には日数を要します（48頁参照）。納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、事前にお問い合わせください（57頁参照）。

3 納付が遅れたときは

(1) 延滞金（地方税法第41条、第326条）

納期限内に納付された方との公平性を保つため、住民税を納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じた延滞金が加算されます。延滞金は、未納の税額に対し、「延滞金特例基準割合^{*}+7.3%」の割合で計算します（令和5年は年8.7%です）。

ただし、納期限の翌日から1か月間は「延滞金特例基準割合+1%」の割合で計算します（令和5年は年2.4%です）。

※「延滞金特例基準割合」とは、国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年9月～前年8月における平均に1%を加算した割合です。

＜計算例＞

令和5年度第1期分（6月30日納期限）の住民税50,600円を11月19日に支払った場合

{50,000（1,000円未満切捨て）×0.024×31日（7月1日～7月31日）
+50,000×0.087×111日（8月1日～11月19日）} ÷365

=1,424.794・・・

⇒100円未満切り捨てで、延滞金は1,400円になります。

（注）税額が2,000円未満の場合と、計算された延滞金が1,000円未満の場合には延滞金はかかりません。

★納期限から1月1日をまたいで納付した場合は、12月31日までと、1月1日以降とをそれぞれに応じた割合で計算します（割合は以下の表を参照）。

●延滞金の割合

	納期限の翌日から1か月	納期限後1か月以降
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.90%	9.20%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.80%	9.10%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.70%	9.00%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.60%	8.90%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.50%	8.80%
令和4年1月1日～令和5年12月31日	2.40%	8.70%

★徴収の猶予を受けられた方の延滞金は、上記とは異なります。詳しくは収納課までお問い合わせください（57頁参照）。

●納期限が過ぎてしまった納付書について

30万円以下のバーコード付き納付書（一部の納付書は除く）は、納期限後20日間はコンビニエンスストア、スマートフォンやペイジーで納付できます。
また、区役所・区民事務所（早宮・光が丘・石神井・大泉・関）および金融機関（銀行・郵便局等）の窓口では、納期限後も納付できるようになっています。
ただし、延滞金が発生している場合は、後日、差額の延滞金の納付書を送付することがあります。

(2) 督促状（地方税法第329条）

納期限までに住民税を完納していただけなかった方へ、督促状を発送します。

●ご注意ください。

納付確認ができるまで2週間程度かかります。
納期限後にお支払いされたときは、行き違いで督促状が発送されることがありますので、ご容赦ください。

(3) 滞納処分（地方税法第331条）

督促状を発送しても納付をしていただかず、連絡、相談もない場合には、預貯金、給与、不動産等を差し押さえる等の滞納処分を行います。

住民税の収納強化に努めています

- ◆納付案内センター◆ センターでは、住民税や軽自動車税種別割を納め忘れた方へ電話による自主納付の呼びかけや納付の確認を行っています。
- ◆滞納者への訪問◆ 滞納者の自宅に訪問員が訪問します。身分証明書を携帯しておりますので、訪問の際は確認をお願いします。
※電話および訪問による納付案内は、業務委託しています。土・日・祝休日を含めて午前9時から午後8時の間に行います。
- ◆自動音声・SMS◆ 住民税や軽自動車税種別割を納め忘れた方に、自動音声電話およびSMS（ショートメッセージ）により、お知らせを発信しています。

4 納付の相談

病気や災害、退職や事業などの理由により一時的に納付することが困難なときは、納付を一定期間猶予する制度がありますのでご相談ください。

ただし、その間も延滞金は加算されます。納付も相談もなくそのままにしておきますと、延滞金が増えてしまうばかりではなく滞納処分（差押）を受けてしまうことがありますので、お早めにご連絡ください。

連絡先:納付案内センター ☎03-5984-4547 (直通)

■多重の借金を抱え、税の納付が困難な場合

現在の債務状況を含め、一度収納課までご相談ください。債務整理について相談を受ける関係機関等をご案内します。

◆多重債務の相談先◆

いずれも、開所時間は平日午前9時～午後5時

名称	住所	電話番号
法テラス東京	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13階	050-3383-5300
法テラス上野	台東区上野2-7-13 JTB 損保ジャパン上野共同ビル6階	050-3383-5320
法テラス多摩	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5階	050-3383-5327
法テラス八王子	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4階	050-3383-5310

5 減免制度

つぎの①～③のいずれかに該当する方で、納税が困難であると認められる場合に、申請により税の軽減免除を行う制度です。

- ① 生活保護法の規定による扶助を受けている方
- ② 失業等で生活が著しく困難となり、当分の間この状況の回復の見込みがないと認められる方（生活保護基準を下回る程度まで生活に困窮されている方）
 - ※納税者本人および納税者と生計を一にする方が現在無収入あるいは収入が極度に減少し、かつ、所持金・預貯金等の資産もなく、この状況の回復が当面の間（1年程度）見込めない方で、納税の猶予等を行ってもなお納税が困難であると認められる場合に限り適用されます。
- ③ 災害等により自己が居住する住宅および家財に甚大な被害を受けた方（世帯員のうち納税者が2名以上いる場合は、そのうち1名が減免対象）
 - ※前年の合計所得金額、損害の程度や金額、保険金等の有無や金額などの状況により、減免の適用可否や減免割合が変わります。

ご事情によっては適用されない場合があります。また、納期限前かつ納付前に申請の手続きを行う必要があります。原則として、納期限後の申請の場合、減免対象となりません。減免要件や必要書類など、詳しくは税務課までお問い合わせください。なお、納付相談については、収納課までお問い合わせください。（57頁参照）

雑損控除について

災害や盗難などによって、納税者や総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、住宅や家財に損害を受けた場合に受けられる控除です。雑損控除額は、つぎのうちいずれか多い方の金額になります。

- ①（損害額 - 保険金等で補てんされる金額） - 総所得金額等の10%
- ②災害関連支出の金額 - 5万円

※災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊しまたは除去するために支出した金額などです。

詳細については税務署へお問い合わせください。（57～58頁参照）